

# 労働者死傷病報告の様式改正について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課

# 外国人労働者の状況

## 現状

○外国人雇用状況届出<sup>※1</sup>によると外国人労働者数は増加傾向にあり、平成29年10月末時点の届出状況では、1,278,670人となっている。※1 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条に基づく制度。届出の対象は、雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く。）。

○労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合、事業者は、労働者死傷病報告（様式第23号）<sup>※2</sup>を所轄の労働基準監督署長に提出する義務があるが、現行の本様式には、国籍や在留資格等の記入欄が設けられておらず、外国人労働者に係る労働災害の正確な把握は困難<sup>※3</sup>。

※2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条第1項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条に基づく報告様式

※3 外国人労働者の労働災害発生状況は氏名等から外国人労働者であることが確認できた場合のみ集計。

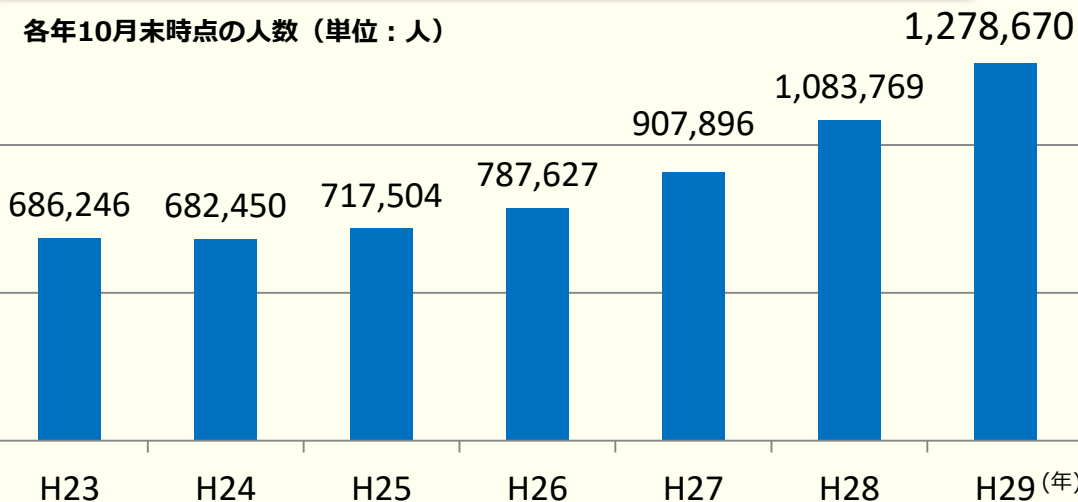
## 対応案

○労働災害防止のための施策を推進するため、被災者が外国人である場合<sup>※4</sup>に**国籍・地域**及び**在留資格**について新しい様式を用いて、事業者から所轄の労働基準監督署長に報告させる。※4 特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く。

○様式第23号により報告された情報から外国人労働者の労働災害の傾向等を分析し、安全衛生教育に役立つ外国語教材を充実させる等、外国人労働者が理解できる方法による安全衛生教育を実施する事業者の取組みを支援。

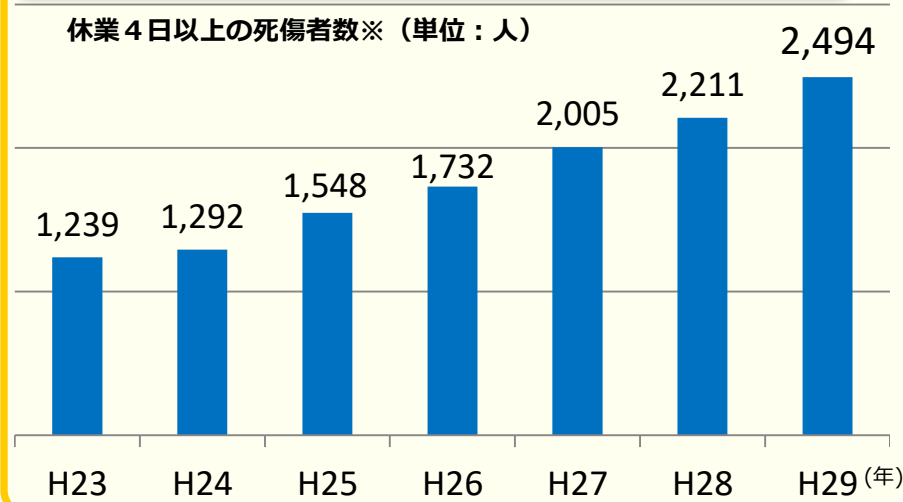
### 外国人雇用状況届出による外国人労働者数の推移

各年10月末時点の人数（単位：人）



### 外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数<sup>※</sup>（単位：人）



※労働者死傷病報告において外国人であることが確認できた場合のみ集計

# 労働者死傷病報告(様式第23号)の改正案

**労働者死傷病報告**

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働関係資料(建設業の工事に従事する労働者の労働者が被災した場合、元請人の労働関係番号を記入すること。)

事業の種類

81001

事業場の名称(建設業にあつては事業名を記載のこと。)

カナ

漢字

工事名

職員記入欄  
所在地(事業場の労働関係番号)

事業場の所在地

電話 ( )

被災労働者の氏名(姓と名の間は文字空けること。)

カナ

漢字

休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)

傷病名

傷病部位

被災地の場所

災害発生状況及び原因

略図(発生時の状況を図示すること。)

国籍・地域

在留資格

報告書作成者  
氏名

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

様式第23号(第97条関係)(裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙を汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。  
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「ハ」等と記入すること。
- 4 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 8 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第1の1の表の外又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者を除く。)である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。  
なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。
- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

※ 外国人雇用状況届出制度の対象外となっている特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者については、記入不要。  
ハローワークに提出している外国人雇用状況届出と同じ内容を記入すること。

施行期日:平成31年1月8日(予定)

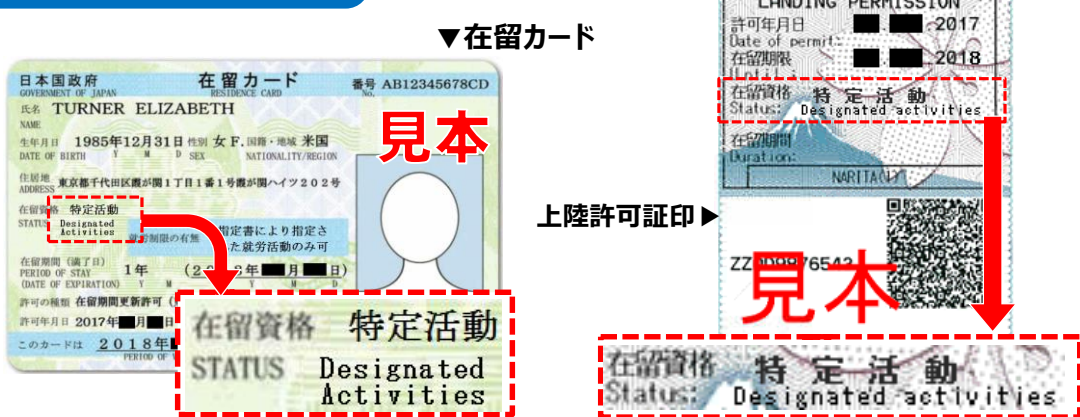
# 「国籍・地域」及び「在留資格」欄への記入方法

## 国籍・地域



★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記します。

## 在留資格

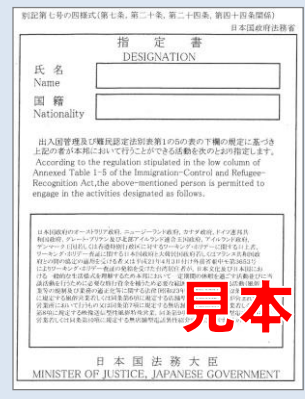


★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記します。

## ★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書（右参照）で活動タイプを確認し、下表のうち、該当する活動タイプを1つ、在留資格欄に記入します。

<b>特定活動の活動類型</b>	・ 特定活動（ワーキングホリデー）	・ 特定活動（高度人材の就労配偶者）	・ 特定活動（ハラル牛肉生産）
	・ 特定活動（EPA）	・ 特定活動（建設分野）	・ 特定活動（製造分野）
	・ 特定活動（高度学術研究活動）	・ 特定活動（造船分野）	・ 特定活動（就職活動）
	・ 特定活動（高度専門・技術活動）	・ 特定活動（外国人調理師）	・ 特定活動（その他）
	・ 特定活動（高度経営・管理活動）		



## ★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記します。（例）技能実習1号イ など